

議案審議状況

本会議・委員会から

第2回定例会 本会議

◆平成27年度狛江市一般会計補正予算(第1号)

【提案理由】

一般会計予算を補正する必要が生じたため。

【主な質疑】

・マイナンバー制度の概要と実

施のスケジュールは。個人情報報の利用と管理がどのように変わるのか。

・北部児童館の具体的な場所、用途地域、建ぺい率、設置までのスケジュールは。

・伝統文化の発信・態度の育成事業の概要は。

◆平成27年度狛江市一般会計補正予算(第1号)の編成替えを

平成27年度 狛江市一般会計補正予算(第1号)の主な内容(歳出)

(単位:千円)

総務費	総務管理費	公共施設整備基金費	100,000
		公共施設修繕基金費	200,000
		計算事務費	3,018
民生費	社会福祉費	介護保険特別会計繰出	16,180
		住宅耐震診断等助成	5,417
		一般事務費	18,630
	児童福祉費	児童館施設関係費	241
教育費	教育総務費	特別支援教室推進	6,000
		オリンピック・パラリンピック教育推進	2,500
諸支出金	基金費	財政調整基金費	610,302

求める動議(鈴木えつお議員提出)

【結果】賛成少数の否決

◆狛江市介護保険条例の一部を改正する条例

【提案理由】

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、保険料率を改めるため。

【結果】賛成全員の可決

◆平成27年度狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

【提案理由】

介護保険特別会計予算を補正する必要が生じたため。

【結果】賛成多数の可決

◆狛江市監査委員の選任につき同意を求めることについて

【提案理由】

地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求め

【結果】賛成全員の同意

◆狛江市立和泉児童館の建物売買契約について

【提案理由】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるため。

【結果】賛成全員の可決

◆道路の廃止について

【提案理由】

道路法第10条第1項の規定に基づき、市道を廃止するにあ

り、同条第3項の規定により議会の議決を求めるため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(佐藤正志氏)

【提案理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める

【結果】賛成全員の同意

◆狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(鈴木晃子氏)

【提案理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める

【結果】賛成全員の同意

総務文教常任委員会

◆狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

【提案理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報保護及び適正な取扱い等について必要な事項を定めるため。

【主な質疑】

・具体的にどんな項目が提供されるか。
・市独自の公表の規定を設けないのか。
・再委託は禁止にできないか。
・マイナンバー制度は拒否できるのか。

【結果】賛成多数の可決

◆狛江市個人情報保護条例の一部を改正する条例

【提案理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う必要の改正をするため。

【主な質疑】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う必要の改正をするため。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う必要の改正をするため。

【主な質疑】

・利用、提供の制限についてどう変わるのか。

【結果】賛成多数の可決

◆狛江市公共下水道事業(事業の一部)に関する業務委託(覚東幹線分)契約について

【提案理由】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市税条例の一部を改正する条例

【提案理由】

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う必要の改正をするため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市手数料条例の一部を改正する条例

【提案理由】

狛江市民証の新規及び切替え交付が終了し、また、住民基本台帳カードの交付が終了することに伴う必要の改正をするため。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市保育園設置条例の一部を改正する条例

【提案理由】

平成28年4月1日から狛江市立宮前保育園を民営化することに伴い、狛江市立宮前保育園を廃止するため。

【結果】賛成多数の可決

常任委員会委員所属一覽

常任委員会は、条例によって設置されており、委員の任期は2年です。本会議から付託された、それぞれの所管に属する議案や請願等を専門的立場から詳細に審査します。

◆総務文教常任委員会(7名)

- 委員長 谷田部 一之
- 副委員長 西村 あつ子
- 委員 吉野 芳子
- 委員 太田 久美子
- 委員 鈴木 えつお
- 委員 佐々木 貴史
- 委員 小川 克美
- 委員 石井 功

◆社会常任委員会(7名)

- 委員長 宮坂 良子
- 副委員長 山田 たくじ
- 委員 岡村 しん
- 委員 市原 広子
- 委員 篠 浩司
- 委員 三角 武久
- 委員 小野寺 克己

◆建設環境常任委員会(7名)

- 委員長 亀井 和美
- 副委員長 辻村 ともこ
- 委員 三宅 眞
- 委員 山本 暁子
- 委員 栗山 剛
- 委員 田中 智子
- 委員 石川 和広

